

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
小矢部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小矢部都市計画下水道事業
小矢部公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和58年2月12日から
令和8年3月31日まで

富山県告示第307号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
高岡公共下水道（小矢部川処理区）

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和58年7月28日から

令和8年3月31日まで

富山県告示第308号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業

福岡公共下水道（小矢部川処理区）

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和58年9月29日から

令和8年3月31日まで

富山県告示第309号

土地区画整理事業の施行認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により射水市中町東部地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市中町東部地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称及び住所
新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目101番地
- 3 事業施行期間
施行認可公告の日から令和7年3月31日まで
- 4 施行地区
射水市放生津町の一部
- 5 事務所の所在地
射水市足洗新町一丁目101番地
- 6 施行認可の年月日
令和5年7月19日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所及び射水市役所に掲示

富山県告示第310号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡立山町城前字高杉3、4

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件**(一) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡立山町日中字松原69、70

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件**(一) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第311号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市三熊字中山48の2・48の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

